

平成28年(2016年)4月1日

市独自単価及び登録単価について(土木)

1. 物価資料の取扱いについて

- (1) 建設物価、積算資料の平均価格とする(採用する月号については条件明示書記載)
- (2) 掲載価格に幅があるものについては、最低価格を、その資料における採用単価とする。
- (3) 同規格の資材について、複数メーカーの価格が掲載されている場合は、それらの最安値を、その物価資料における採用単価とする。
- (4) 一方の資料のみ掲載されているものについては、その価格とする。
- (5) 適用都市の採用順位は「各地域」「横浜」「神奈川」「東京」「関東」「全国」の順とし、その平均値とする。(物価資料の適用都市が異なっている場合であっても、その平均価格とする)

2. 端数処理について

- (1) 1万円以上のものは、有効数字4桁(有効数字5桁目を切り捨て)とする。
- (2) 1万円未満のものは、有効数字3桁(有効数字4桁目を切り捨て)とする。
- (3) 有効数字が円以下になる場合は、原則として円止とする。

3. その他の単価について

- (1) 土木資材等単価表(神奈川県県土整備局)に記載されている単価については、土木工事資材等単価表に記載されている算出方法による。

1, 2の考え方については、土木工事標準積算基準書に記載されているものを準用しています。

平塚市 契約検査課 検査担当
平塚市浅間町9番1号
TEL : 0463-23-1111
(内線 : 2224)
FAX : 0463-21-9601